

地域計画とは

「人・農地プラン」を土台として「地域計画(目標地図)」へ

高齢化や人口減少が本格化し、農業者の減少や耕作放棄地の拡大により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題となっています。このため、「人・農地プラン」を土台として、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化(見える化)したものが地域計画です。地域計画は、ある一時点で完成するものではなく、地域の実情を踏まえ徐々に作り上げていくものです。



農業者および農用地等の所有者のみなさんへ

● 国庫補助事業について

「地域計画の区域内であること」、「地域計画に農業を担う者として位置づけられていること」が事業要件になっている場合があります。※

● 令和7年4月以降の農地貸借手続きについて

「地域計画の区域内であること」、「地域計画に農業を担う者として位置づけられているか」によって農地貸借の手続きが変わってきます。詳しくは、チラシ「令和7年4月から新たな農地貸借がはじまります」をご覧ください。

● 農地転用・農振除外の手続きについて

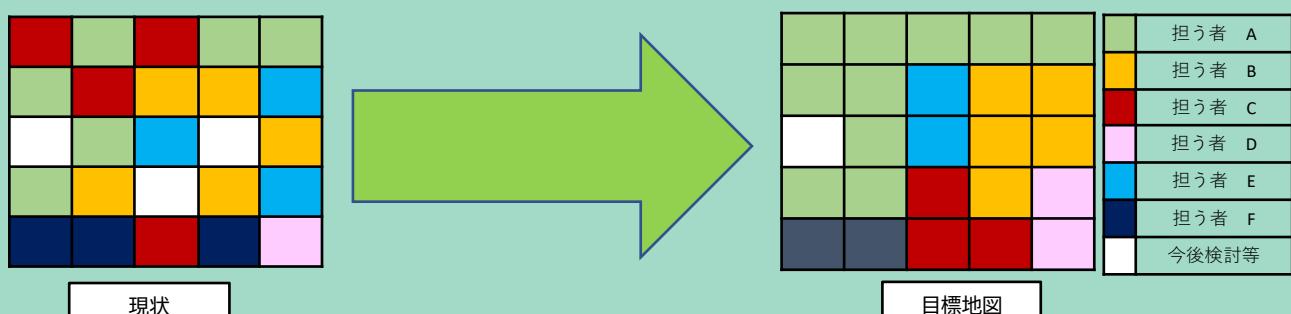
地域計画に位置づけられた農地は、農用地区域からの除外や農地転用許可の前に地域計画を変更する必要があるため、これまでより手続きに時間を要する可能性があります。

※地域計画は国の制度であり、それに紐づいた各種国庫補助事業の要件等の変更が想定されます。地域計画は令和7年4月の策定後も隨時変更することができますので、国庫補助事業を利用する場合は事前に要件等をご確認ください。

目標地図とは

地域計画では目標地図を作成します。「目標地図」とは、地域計画の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地を地図に表示したものです。農業を担う者に該当するのは、認定農業者、認定新規就農者やそれ以外の多様な経営体が該当します。

目指すべき農地利用の姿である将来の農地の地図であり、10年後の農地の出し手と受け手である農業を担う者の意向を踏まえて、10年後に農業を担う者を示した地図になります。



※目標地図は、農地ごとに将来の担い手をイメージとして印すものであり、これだけによって権利が設定されるものではありません。

よくある質問

Q

担う者として位置付けられていないと農地の利用権設定ができないの？

A

利用権設定申出書の提出時に、地域計画に農業を担う者として位置づけられていなくても、後から位置づけることで利用権設定が可能です。詳しくはチラシ(別紙)をご覧ください。

Q

地域計画策定後も今まで通り利用権設定できるの？

A

耕作者の方が地域計画に農業を担う者として位置づけられることで、今まで通り地権者の方と耕作者の方の意向に沿って利用権を設定することが可能です。詳しくはチラシ(別紙)をご覧ください。

Q

地域計画に参加するデメリットはあるの？

A

地域計画に位置づけられた農地を農用地区域から除外する場合や農地転用する場合、あらかじめ地域計画を変更する必要があるため、これまでより手続きに時間を要する可能性があります。

Q

将来的には農業をしたいけど、「農業を担う者」になれる？

A

目標地図に位置づけられた者が農業を担う者であるため、位置づける農地が未定の場合は、農業を担う者として記載することはできません。

Q

地域計画に位置づけた耕作者が変更になったらどうするの？

A

地域計画は実情に応じて随時変更することができます。

【問い合わせ先】

山口市農業振興課

Tel: 083-934-2891

mail:n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp

Address:〒753-8650 山口県山口市亀山町2-1

地域計画

検索

農林水産省WEBサイト
https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html

